

久留米工業大学学術情報センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学学則第54条に基づき、久留米工業大学学術情報センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 久留米工業大学（以下「本学」という。）における図書・学術雑誌・学術情報資料等及び情報システム・情報ネットワーク等の情報基盤を総合的に整理、管理及び運用し、本学の職員及び学生の利用に供するとともに、学生の学習活動及び教育職員の教育・研究活動を支援するものとする。また、地域社会の活動に協力し、学術情報の利用に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 センターに、第2条の目的を達成するため、図書館及び情報館を置く。

- 2 図書館の組織及び運営については別に定める。
- 3 情報館の組織及び運営については別に定める。

(センター長)

第4条 センターに学術情報センター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、本学の専任教授のうちから、学長が任命する。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、本学の専任の教授又は准教授のうちから、学長が任命する。
- 3 副センター長はセンター長の職務を補佐する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) 教育職員
- (2) 技術職員
- (3) 事務職員
- (4) その他必要な職員

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに学術情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営については別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営及び業務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行により、久留米工業大学図書館規程および久留米工業大学情報センター規程は、廃止する。